

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 131

処 分 名	要介護認定の更新	
処 分 の 概 要	申請に基づき、認定調査、主治医意見書作成依頼を行い、審査会に審査判定を求め、認定結果を送付する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条 項	第28条第4項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		20日
所管課での処理期間		10日
標準処理期間	計	30日
判断基準	<p>被保険者としての資格を有していること。 40歳から65歳未満の方については、要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであること。</p> <p>【根拠法令等】 介護保険法</p> <p>(要介護認定の更新) 第二十八条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間(以下この条において「有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。 2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から一月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。 4 前条(第八項を除く。)の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 5 市町村は、前項において準用する前条第二項の調査を第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設(以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。)又は介護支援専門員であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。 6 前項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。 7 第五項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。)若しくは介護支援専門員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。 8 第五項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等若しくはその職員又は介護支援専門員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 9 第三項の申請に係る要介護更新認定は、当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。 10 第一項の規定は、要介護更新認定について準用する。この場合において、同項中「厚生労働省令で定める期間」とあるのは、「有効期間の満了日の翌日から厚生労働省令で定める期間」と読み替えるものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

介護保険法施行規則

(要介護認定等の要介護認定有効期間)

第38条

法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める期間(以下「要介護認定有効期間」という。)は、第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

一 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間
二 六月間(市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあつては、三月間から五月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間)

2 要介護認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第二号の期間を要介護認定有効期間とする。

(要介護更新認定の申請期間)

第39条

要介護更新認定(法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定をいう。以下同じ。)の申請は、当該要介護認定の要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間の満了の日までの間において行うものとする。ただし、同条第三項の規定により申請を行う場合にあつては、この限りでない。

(要介護更新認定の申請等)

第40条

法第二十八条第二項の規定により要介護更新認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

一 当該申請に係る被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
二 当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間の満了の日(当該被保険者が法第二十八条第三項の規定により申請を行う場合にあつては、当該被保険者が当該申請の直前に受けていた要介護認定に係る要介護状態区分及び要介護認定有効期間の満了の日とする。)
三 当該申請に係る被保険者に主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

四 当該申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、その者の要介護状態の原因である特定疾病の名称

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。

3 第三十五条第三項の規定は、法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請について準用する。

第41条 第三十六条の規定は、法第二十八条第四項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について、第三十七条の規定は、法第二十八条第四項において準用する法第二十七条第七項の規定による認定審査会に対する通知について準用する。この場合において、第三十七条中「第三十五条第一項第一号及び第二号」とあるのは、「第四十条第一項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

2 第三十八条の規定は、法第二十八条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項第二号中「五月間」とあるのは「十二月間」と、「期間」とあるのは「期間(六月間を除く。）」と読み替えるものとする。

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

手続の流れ

要介護認定の申請

要介護認定申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証を添付して申請を行う。
申請に関しては、指定居宅支援事業所等、代行申請事業所であれば、当該申請に関する手続きを被保険者に代わって行うことができる。

申請時の確認（記載内容漏れ以外）
・当該市町村の被保険者であるかどうか
・40歳以上65歳未満の方については
医療保険被保険者証の確認

申請書の受理

申請書に記載されている主治医に意見書の作成依頼を行う。
併せて、認定調査員に認定調査を依頼する。

要介護認定調査依頼

主治医意見書作成依頼

資料の確認

調査票及び主治医意見書の回収（返送）
調査票及び主治医意見書の記載漏れがある場合は、返送等を行う。

一次判定

コンピュータによる判定
（厚生労働省より配布された認定ソフトを使用し、パソコン判定を行い、一次判定結果として審査会資料を作成する。）
申請に対する処分（認定結果）が申請日から30日以内に行えない場合は、処分延期通知書を被保険者へ送付する。

要介護認定審査会

審査会資料を基に要介護認定（二次判定）を行い、結果を市町村へ通知する。
市町村は、通知された結果を被保険者へ通知する。
・要介護認定決定通知書、被保険者証（要介護度等を記載）を送付

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。